

「第13回米代川水系河川整備学識者懇談会」を開催します ～直轄河川改修事業の再評価～

国土交通省東北地方整備局は、12月4日（月）に「第13回 米代川水系河川整備学識者懇談会」を開催します。

今回の懇談会では、米代川水系河川整備計画変更を行うにあたっての、パブリックコメントによる意見収集結果の報告の他、米代川直轄河川改修事業の再評価について、審議していただきます。

1. 開催日時及び場所等

- ・日 時 令和5年12月4日（月） 13：30～15：30
- ・場 所 能代河川国道事務所 2階 会議室
- ・委員名簿 別紙のとおり

2. 議事内容

- ・前回懇談会での意見への対応について
- ・米代川水系河川整備計画（変更素案）に対する意見収集結果について
- ・米代川直轄河川改修事業再評価について

3. 取材について

写真、テレビの撮影は、冒頭（挨拶まで）のみとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

マスコミ関係者の方で取材を希望される場合は、12月1日（金）12：00迄に「別紙登録用紙」にご記入の上、FAXにより、ご連絡いただきますようお願いします。

なお、申込多数の場合は、入場人数の調整等ご協力いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

「米代川水系河川整備学識者懇談会」は、①米代川水系河川整備計画の策定、②河川整備計画策定後の各種施策の進捗、③河川整備計画に基づいて実施される直轄事業の再評価・事後評価について意見を伺うため、学識経験者等を委員として、平成20年7月28日に設立されました。

添付資料：登録用紙、委員名簿、傍聴規定

〔発表記者会〕

秋田県政記者会、能代記者クラブ、大館記者クラブ、北秋田記者クラブ



国土交通省

問い合わせ先 <事務局>

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所
〒016-0121 秋田県能代市鰯渕字一本柳97-1
TEL 0185-70-1001 (代表)
FAX 0185-70-1118 (代表)

副所長(河川・ダム) オヤマダ ヒトシ
流域治水課長 小山田 等 (内線204)
ホソカワ トモ
細川 朋 (内線351)

別紙登録用紙

「第13回 米代川水系河川整備学識者懇談会」
申込書

能代河川国道事務所 流域治水課宛て
FAX番号：0185-70-1141

ふりがな	
お名前	
会社名	
ご連絡先（TEL）	
ご連絡先（メールアドレス）	
その他連絡事項	

※送り状は不要です。本紙をそのままFAXください。

お手数ですが、FAX送信後、受信確認のため、下記までご連絡をお願いします。

本様式にご記入の上、**12月1日（金）12:00迄**に、FAXにより、ご連絡いただきますようお願いします。

【能代河川国道事務所 流域治水課】
TEL：0185-70-1176 （直通）

米代川水系河川整備学識者懇談会

【 委員名簿 】

氏 名	専門分野	所 属 等
小 笠 原 敏 記 おがさわら としのり	海岸工学 水工学	岩手大学 理工学部 システム創成工学科 教授
沖 田 貞 敏 おきた さだとし	植物	秋田自然史研究会 会長
加 藤 龍 悅 かとう りゆう えつ	鳥類	秋田県鳥獣研究会 会長
金 主 鉉 きむ じゅひよん	水質	秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 教授
齊 藤 滋 宣 さいとう しげのぶ	行政	能代市長
嶋 崎 善 章 しまざき よしあき	経済学	秋田県立大学 システム科学技術学部 経営システム工学科 准教授
杉 山 秀 樹 すぎやま ひでき	魚類	NPO法人 秋田水生生物保全協会 理事長
津 谷 永 光 つやま えいこう	行政	北秋田市長
永 吉 武 志 ながよし たけし	農業水理学	秋田県立大学 生物資源科学部 アグリビジネス学科 准教授
福 原 淳 嗣 ふくはら じゅんじ	行政	大館市長
松 富 英 夫 まつとみ ひでお	水工水理学	秋田大学 名誉教授
渡 邊 一 也 わたなべ かずや	河川工学	秋田大学大学院 理工学研究科 准教授

敬称略、50音順

【「米代川水系河川整備学識者懇談会」に関する傍聴規程】

1. 「米代川水系河川整備学識者懇談会」は公開とする。
2. 会議の公開は会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次ぎに定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と記者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帶びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 懇談会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (6) 傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、懇談会の傍聴に当たっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 座長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。